

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5 議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、以下の点で反対討論をいたします。

「給与制度の総合的見直し」勧告で、一般職国家公務員の給与を平均2%引き下げる給与法改定案と関連2法案が10月31日の内閣委員会で賛成多数で可決されました。

また、平成26年10月14日に「平成26年職員給与等に関する報告と勧告の概要」が香川県人事委員会より提示をされました。

人事院勧告制度は、公務員の賃上げ要求のストライキ権はく奪の見返りとして、つまり、人事院は公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割をもつものであり、人事院勧告として実施されているものであります。

今回、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、町の報酬審議会において検討、決定されるのが法の主旨であり、したがって人事院勧告には値しないものであり、また、町民は納得しないので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。